

第13回 制度設計専門会合 事務局提出資料

~「適正なガス取引についての指針」の改正に関する検討について~

平成28年11月30日(水)



改正案の全体像

● 第10回から第12回における御審議を踏まえ、「適正なガス取引についての指針」を、全体としては、以下のように改正することとしたい。

目次(改正後)

第一部 適正なガス取引についての指針の必要性と構成

- 1. 本指針の必要性
- 2. 本指針の構成

自由化・規制分野という分類を廃止し「小売分野」として統合

第二部 適正なガス取引についての指針

- Ⅰ. 小売分野における適正なガス取引の在り方 ←
 - (1) 小売供給
 - (2) 消費機器調査等 —

新設

- Ⅱ. 卸売分野における適正なガス取引の在り方
- Ⅲ. 製造分野における適正なガス取引の在り方
- Ⅳ. 託送供給分野における適正なガス取引の在り方

製造設備に関する記載(LNG基地・熱調設備等に係る業務の受託・振替供給)として統合

目次(改正前)

第一部 適正なガス取引についての指針の必要性と構成

- 1. 指針の必要性
- 2. 指針の構成

第二部 適正なガス取引についての指針

- I. <mark>小売自由化分野</mark>(大口供給、特定ガス大口供給) における適正なガス取引の在り方
 - 1. 一般ガス事業者等による大口供給
 - 2. 簡易ガス事業者による特定ガス大口供給
- Ⅱ. 託送供給分野における適正なガス取引の在り方
- Ⅲ. 卸売分野における適正なガス取引の在り方
- Ⅳ. 小売規制分野(選択約款)における適正なガス取引の在り方
- V. LNG基地の第三者利用に関する適正なガス取引 の在り方

第一部「適正なガス取引についての指針の必要性と構成」 改正案の概要

- 「適正な電力取引についての指針」(平成28年3月7日) (以下「電力適取ガイドライン」という。) の小売全面自由化の際の改正と同様に、従来の記載を簡潔にする等の修正を行い、今回の改正の 趣旨について言及するとともに、ガス事業法の総論的な考え方を明示することとしてはどうか。
- 1 本指針の必要性
- 平成29年4月の小売全面自由化を受けて、今回の改正を行うものであることについて言及。

参考:関連箇所((6)(7))一部抜粋

平成27年には、エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)において、市場の垣根を撤廃し、電力・ガス・熱供給のシステム改革を一体的に推進することとしたことを踏まえ、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号。以下「平成27年改正法」という。)が成立し、平成29年4月にガスの小売業への参入が全面自由化され、平成34年4月に導管部門の更なる中立性を確保するために一定基準に該当するガス事業者の導管部門の法的分離が行われることとなった。

今回の本指針の改定は、このようなガスシステム改革を踏まえ、平成29年4月の小売全面自由化により新たなステージに入る新しいガス市場における適正な取引の在り方を示すものである。

- 2 本指針の構成
- ガス事業法の総論的な考え方(禁止行為が行われた場合等にあり得る措置)を明示。

参考: 関連箇所((2)第2段落)抜粋

ガス事業法上禁止される行為(例えば、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者による情報の目的外利用や差別的取扱い等)等があると認められるときは、経済産業大臣による停止命令又は変更命令(ガス事業法第54条第2項、第80条第2項、第92条第2項)等が発動される可能性がある。また、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電力・ガス取引監視等委員会による業務改善勧告(同法第178条第1項)が発動される可能性があり、ガス事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、経済産業大臣による業務改善命令(同法第20条第1項、第57条第1項、第82条、第94条)が発動される可能性がある。

第二部 I 小売分野 -小売供給- 改正案の概要 1/2

● 自由料金による小売供給と経過措置料金による小売供給のそれぞれについて、ガス事業を取り巻く市場環境を踏まえ、基本的な考え方を整理してはどうか。

1 考え方(要旨)

- 旧一般ガス事業者の規模等が様々であることや他のエネルギーとの競争関係等を踏まえると、旧一般ガス事業者が必ずしも旧供給区域において有力な地位にあるとは限らないことから、旧一般ガス事業者に限らず、各事業者は、本指針に沿った適切な対応をとることが必要。
- 経過措置料金による供給義務が課されるガス小売事業者も、自由料金メニューを提供することは自由であり、 需要家の選択肢を増やすことは、競争の促進に資する。ただし、約款に基づく料金等の設定が著しく不適当と なり、当該約款の対象需要家の利益が阻害されるおそれがあると認められる場合には、ガス事業法上当該約款 の変更認可申請命令が発動され得る。

参考: 関連箇所(I 1(1)23)一部抜粋

一般ガス事業者であったガス小売事業者の中には、大小様々な事業規模の事業者がおり、他のエネルギー供給と競争関係にある状況下において、自ら原料を調達してガスを製造し、自己の導管部門の供給区域において高い小売供給シェアを有する事業者がいる一方で、小売供給に必要なガスの調達を他の事業者からの卸供給に依存する事業者や、自己の導管部門の供給区域における小売供給シェアが必ずしも高くない事業者も多数いる。また、事業規模が大きく、ガスの原料となるLNGを大量に調達し、ガスの製造設備や導管を保有する他の事業分野の事業者が、ガスの小売市場に参入することが想定される。

このように、自己の導管部門の供給区域において一般ガス事業者であったガス小売事業者が、必ずしも当該供給 区域において有力な地位にあるとは限らない状況も考えられる。

このような状況においては、一般ガス事業者であったガス小売事業者に限らず(中略)競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い料金による小売供給など、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときには、ガス事業法に基づく業務改善命令(同法第20条第1項)や業務改善勧告(同法第178条第1項)の対象となる可能性がある。

このため、ガス小売事業者等は、後記2で示した公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為や問題となる行為 に留意するなど、適切な対応が必要である。

第二部 I 小売分野 -小売供給- 改正案の概要 2/2

- 第10回から第12回までの御検討を踏まえ、小売供給に係る「望ましい行為」・「問題となる 行為」を新設するなどしてはどうか。
- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

望ましい行為(新設)要旨

- 託送供給料金相当支払金額の請求書等への明示 ガス料金の透明性の確保の観点から、ガス導管事業者が維持・運用する導管を経由したガスを供給するガス小 売事業者が、需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記すること。
- スイッチングが適切に行われる環境の確保 需要家情報へのアクセスの公平性及び円滑なスイッチングを実現するために、ガス導管事業者が、スイッチング の申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが適切に行われる環境を確保すること。

問題となる行為(新設)要旨

- 不当に高い解約補償料の徴収等 ガス小売事業者が、不当に高額の解約補償料の設定等により需要家の解除を著しく制約することや、他者に切り替えようとする需要家に付随サービスの打切り等を示唆することにより需要家の選択肢を不当に狭めること。
- 事実に反する情報の需要家への提供 ガス小売事業者が、需要家の誤解を招く情報提供(例えば、当社のガスであれば供給に支障が生じにくい、当社 と契約しないとガス漏れ等の緊急時対応が一切なくなる等)により自己のサービスに需要家を不当に誘導すること。
- スイッチングにおける不当な取扱い スイッチングに係るルール整備やシステム・手続の運営において、ガス導管事業者が、全てのガス小売事業者を 公平に取り扱わないこと。

不当な解約制限等について -契約期間・違約金の設定等による小売供給切替え阻害-

●「適正な電力取引についての指針」(平成28年3月7日)(以下「電力適取ガイドライン」という。)では、不当な解約制限は電気事業法上問題となり得る行為であるとされているところ、契約期間・違約金の設定等に関し、「電力の小売営業に関する指針」も参考に、解除を一切許容しない期間を設定することや不当に高額な違約金等を設定すること等は、需要家の解除を不当に制限するものであり、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

問題となる行為(案)

ガス小売事業者が、小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること、契約の解除に関して不当に高額の違約金等を設定すること等により、小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること。

参考:電力適取ガイドライン P.4 (関連部分のみ抜粋)

不当な解約制限(中略)などの行為は、電気の使用者の利益の保護の観点からは、(中略)全ての小売電気事業者が行う場合に電気事業法上問題となる行為であり、需要家の利益の保護や電気事業の健全な発達に支障が生じる場合には、電気事業法に基づく業務改善命令(同法第2条の17)や業務改善勧告(同法第66条の11の勧告をいう。以下同じ。)が発動される可能性がある。

参考:電力の小売営業に関する指針(平成28年7月改定) P.30(関連部分のみ抜粋)

小売電気事業者が、以下に記載するように、需要家による小売供給契約の解除を不当に制限することは、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、問題となる。

- i) 小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること
 - (例) ① 需要家からの小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること
 - ② 小売供給契約の解除に関して、不当に高額の違約金等を設定すること
- 注)なお、同様の内容は「ガスの小売営業に関する指針」においても定められる予定。

不当な解約制限等について -消費機器のリース・メンテナンス契約等による小売供給切替え阻害ー

● 消費機器のリース・メンテナンス等のガス供給に付随するサービスに関しては、事業者の創意工夫に基づき種々の態様でガス供給と共に提供することは原則自由であるものの、ガス小売事業者が、自ら又は子会社等を通じて付随サービスに関する契約の打切りや不当な値上げ等を示唆するなどの行為により、ガスの小売供給に係る需要家の選択肢を不当に狭めることは、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

問題となる行為(案)

ガス小売事業者が、ガスの小売供給を他社に切り替えようとする需要家に対し、自ら又は子会社等を通じて、合理的な理由なく、当該需要家が継続を希望する付随サービス(例:消費機器に係るリースやメンテナンス)に関する契約の打切りやその料金を従来よりも不当に値上げすること等を示唆するなどの行為により、ガスの小売供給に係る需要家の選択肢を不当に狭めること。

関連情報:第10回制度設計専門会合 東京電力エナジーパートナー(株)・中部電力(株)・関西電力(株)提出 参考資料 2 (関連部分のみ抜粋)

- 現在、既存事業者からのガス供給を前提に、家庭用における付帯サービス(警報器やガスコンロのリースなど)を「複数年契約 +中途解約精算あり」で提供している。全面自由化後、(中略)スイッチングにおいてサービス料金の値上げや、サービスの提供打切を示唆することで、新規参入阻害となるおそれ。(P.6)
- 既存事業者による小売契約の対抗値下げがあるなか、メンテナンス料金の値上げをされると、新規参入者が新たなガス需要家 (GHP利用需要家)を獲得することが困難に。(P.9)

託送料金の請求書等への明記について

● 電力適取ガイドラインを参考に、ガス小売事業者が需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相 当支払金額を明記することを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けては どうか。

望ましい行為(案)

ガス料金の透明性の確保の観点から、ガス導管事業者が維持・運用する導管を経由したガスを供給するガス小売事業者が、需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記すること。

- 注1)ガス小売事業者が、託送供給による卸売を受けている場合(いわゆるワンタッチ供給の場合)には、ガス小売事業者が託送供 給料金相当支払金額を直ちに把握することができないため、当該卸売を行う卸売事業者が、卸売を受けるガス小売事業者に対し、 卸売料金に含まれる託送供給料金相当支払金額を明示することが望ましい。
- 注2)システム開発等の技術的な理由により、平成29年4月の全面自由化時点で、直ちに対応することが困難な場合には、正確な支払金額に変えて、概算額や適用される託送料金の単価を記載することとし、今後のシステム改修等において対応することが望ましい。
- 注3) 現行の簡易ガス事業者や法定の導管の要件に満たないいわゆる自営導管により小売供給を行う事業者など、ガス導管事業者が 維持・運用する導管を経由したガスを供給していないガス小売事業者は、需要家に明示すべき託送供給料金相当支払金額が存しな いため、請求書等に当該金額を記載する必要がない。

参考:電力適取ガイドライン P.5

電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。

スイッチングにおける不当な取扱い等について ー望ましい行為ー

● 電力適取ガイドラインを参考に、ガス導管事業者がスイッチングが適切に行われる環境を確保することを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為(案)

需要家情報へのアクセスの公平性及び円滑なスイッチングを実現するために、ガス導管事業者が、 スイッチングの申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが適切に行われる環境を確保 すること。

参考:電力適取ガイドライン P.12

需要家の電気の購入先(小売電気事業者)の切替え(スイッチング)の際に切替え先の小売電気事業者が必要とする需要家情報(地点設備情報や過去の使用電力量)については、需要家の同意を得た上で、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)が提供するスイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者に対して提供されることとなる。需要家情報へのアクセスの公平性及び円滑なスイッチングを実現するために、広域機関及び一般送配電事業者がスイッチングの申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが適切に行われる環境を確保することは、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

スイッチングにおける不当な取扱い等について 一問題となる行為一

■ 電力適取ガイドラインを参考に、ガス導管事業者がスイッチングに関して全てのガス小売事業者を公平に取り扱わないことを、公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

問題となる行為(案)

スイッチングに係るルール整備やシステム・手続の運営において、ガス導管事業者が、全てのガス小売事業者を公平に取り扱わないこと。

参考:電力適取ガイドライン P.12 (関連部分のみ抜粋)

公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

i スイッチングにおける不当な取扱い

スイッチング支援システムに係るルール整備やシステムの運営において、広域機関及び一般送配電事業者が全ての小売電気事業者を公平に取り扱わない場合には、電気事業法に基づく監督命令等が発動される可能性がある(電気事業法第28条の51並びに第23条、第27条及び第66条の11)。

需要家への不当な情報提供について

● 電力適取ガイドラインを参考に、ガス小売事業者が需要家に誤解を招く情報提供により自己の サービスに需要家を不当に誘導することを、公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」 と位置付けてはどうか。

問題となる行為(案)

ガス小売事業者が、需要家の誤解を招く情報提供(例えば、当社のガスであれば供給に支障が生じにくい、当社と契約しないとガス漏れ等の緊急時対応が一切なくなる等)により自己のサービスに需要家を不当に誘導すること。

参考:電力適取ガイドライン P.12~13 (関連部分のみ抜粋)

公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

ii 需要家への不当な情報提供

小売電気事業者が需要家の誤解を招く情報提供(例えば、当社の電気は停電しにくい等)により自己のサービスに需要家を不当に誘導する場合には、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある (電気事業法第2条の17又は第66条の11)。

第二部 I 小売分野 -消費機器調査等- 改正案の概要 1/2

● 各ガス小売事業者が消費機器調査等の保安の義務を負うことを前提とした上で、小売全面自由化から当分の間における消費機器調査等の受託に係る基本的な考え方を整理してはどうか。

1 考え方(要旨)

- ガス小売事業者は、消費機器調査等を行うための体制を整備すべきであるところ、ガスの小売市場への新規参入者にとって直ちに当該体制を整備するための拠点、人材の配置等を行うことは必ずしも容易ではないこと等を踏まえ、旧一般ガス事業者(関連事業者に委託している場合を含む。)は、小売全面自由化後当分の間、新規参入者から消費機器調査等の委託を依頼された場合には、適切な条件で受託することが望まれる。
- 関連事業者とは、小売全面自由化前に一般ガス事業者から委託を受けて、需要家に対して、消費機器調査等を 行っていた事業者であり、小売全面自由化後も、主として一般ガス事業者であったガス小売事業者から委託を 受けて消費機器調査等を行う者をいう。

参考:関連箇所(I1(2))抜粋

ガス小売事業者は、需要家にガスの小売供給を行うに当たり、自己の需要家が引越し等によりガスの使用を開始 又は終了する際に開閉栓作業を行うとともに、開栓時及び一定の期間ごとに消費機器の調査及び危険発生防止の周 知を行う義務が課せられ、保安において一定の役割を担うことが求められている(ガス事業法第159条。以下、 開閉栓作業、消費機器の調査及び危険発生防止の周知を「消費機器調査等」という。)。

このため、ガス小売事業者は、消費機器調査等を行うための体制を整備すべきであるところ、ガスの小売市場への新規参入者にとって直ちに当該体制を整備するための拠点、人材の配置等を行うことは必ずしも容易ではなく、特に小売全面自由化により新たに自由化の対象となった家庭や小規模事業所へのガスの小売供給においては、これまで地域独占下において一般ガス事業者であったガス小売事業者(当該ガス小売事業者が行うべき消費機器調査等を関連事業者(注)に委託している場合を含む。)のみが消費機器調査等を行うための体制を整備していることを踏まえると、このような状況において、当該ガス小売事業者は、小売全面自由化後適切な時期に見直されるまでの当分の間、新規参入者から消費機器調査等の委託を依頼された場合には、適切な条件で受託することが望まれる。

(注) 関連事業者とは、小売全面自由化前に一般ガス事業者から委託を受けて、需要家に対して、消費機器調査等を行っていた事業者であり、小売全面自由化後も、主として一般ガス事業者であったガス小売事業者から委託を受けて消費機器調査等を行う者をいう。

第二部 I 小売分野 -消費機器調査等- 改正案の概要 2/2

- 第10回から第12回までの御検討を踏まえ、消費機器調査等に係る「望ましい行為」・「問題となる行為」を新設してはどうか。
- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

望ましい行為(新設)要旨

- 関連事業者が、新規参入者に係る消費機器調査等を、当該関連事業者に消費機器調査等の委託を行っている一般ガス事業者であったガス小売事業者に対して求めている料金と同等以下の料金で受託すること。
- 関連事業者が、新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者から受託した消費機器調査等を行う過程で得た情報を活用して、新規参入に支障を来し得る営業行為等を行わないこと。
- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、関連事業者との契約において、関連事業者が、新規参入に支障を 来し得る営業行為等を行わないように努めることを求めること。

問題となる行為(新設)要旨

- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、正当な理由なく、新規参入者に係る消費機器調査等を、適正な料金で受託しないこと。
- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、新規参入者から受託した消費機器調査等を実施するために関連事業者に再委託を行う必要がある場合に、関連事業者に対して、再委託を行わないこと。
- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、関連事業者に対して、新規参入者に係る消費機器調査等を、受託 しないように求めたり、自己に対して求めている料金を上回る料金で受託するように求めたりすること。
- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、関連事業者に対して、新規参入に支障を来し得る営業行為等を行うように求めること又は自己がそのような営業行為を行うこと。
- 注)「同等」とは、消費機器調査等の実施地域の需要密度や委託する業務の具体的内容等の条件が同様である場合には、同水準の料金が設定されるということであり、例えば、新規参入者が、消費機器調査等のうち比較的費用の嵩む業務のみ関連事業者に委託する場合など、関連事業者が、一般ガス事業者であったガス小売事業者よりも高い料金単価を当該新規参入者に設定することに合理性がある場合に、そのような高い料金単価を当該新規参入者に設定することは妨げられない。

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 12/14

望ましい行為・問題となる行為 まとめ

(a)関連会社等に委託するケース

- (b)既存ガス会社を通じた再委託ケース
- (c)既存ガス会社に委託するケース

【参考】第12回制度設計 専門会合資料 抜粋

既存ガス会社が、その関連会社等に対して、関連会社等が、新規参入者に係る消費機器調査等を、正当な理由なく受託しないように求めたり、既存ガス会社に対して求めている料金を上回る水準の料金で受託するように求めたりすること。

望ましい 行為

関連会社等に対して、関連会社 等が、新規参入者から受託した 消費機器調査等を行うに当たり 需要家と接触する際に又は新規 参入者から受託した消費機器調 査等を遂行する過程で得た情報 を活用して、既存ガス会社のガ ス供給に係る営業活動や新規参 入者の顧客である需要家に対し て当該新規参入者との小売供給 契約の解約を勧めたり、小売供 給契約の継続を躊躇させたりす るような言動を行うなど新規参 入者のガス小売事業の拡大や円 滑な遂行等に支障を来し得る行 為を行うように求めること。

| 関連会社等との契約において、関 | 連会社等が、新規参入者から受託 | した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規 | 参入者から受託した消費機器調査 | 等を遂行する過程で得た情報を活 | 用して、当該既存ガス会社のガス | 供給に係る営業活動や新規参入者 | のガス小売事業の拡大や円滑な遂 | 行等に支障を来し得る行為を行わ | ないように努めるように求めるこ | と。

新規参入者 既存 ガス会社 関連会社等 望ましい 行為

新規参入者に係る消費機器調査等を、当該関連会社等に消費機器調査等の委託を行っている既存ガス会社に対して求めている料金と同等以下の料金で受託すること。

新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して、当該関連会社等に消費機器調査等の業務の委託を行っている既存ガス会社の<u>ガス供給に係る</u>営業活動や<u>新規参入者の顧客である需要家に対して当該新規参入者との小売供給契約の解約を勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為</u>を行わないこと。

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 13/14

行為

既存

ガス会社

関連会社等

委託

望ましい行為・問題となる行為 まとめ

問題

となる

行為

望ましい

行為

- (a)関連会社等に委託するケース
- (b)既存ガス会社を通じた再委託ケース

(c)既存ガス会社に委託するケース

【参考】第12回制度設計 専門会合資料 抜粋

正当な理由なく、新規参入者に係る消費機器調査等を、合理的な費用(関連会社等への再委託費用に、再委託に必要とされる合理的な金額の範囲内の事務手数料やその他合理的な費用を付加した費用)で受託しないこと、関連会社等に対し新規参入者に係る消費機器調査等の再委託を行わないこと。

新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して、既存ガス会社のガス供給に係る営業活動や新規参入者の顧客である需要家に対して当該新規参入者との小売供給契約の解約を勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行うこと。

既存ガス会社が、その関連会社等に対して、関連会社等が、新規参入者に係る消費機器調査等を、正当な理由なく受託しないように求めたり、既存ガス会社に対して求めている料金を上回る水準の料金で受託するように求めたりすること。

関連会社等に対して、関連会社等

「関連会社等に対して、関連会社等

「関連会社等

関連会社等に対して、関連会社等が、新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者の受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用してる営業活動や新規参入者の顧客であるとの小売供給契約の解約を勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行うように求めること。

■ 関連会社等との契約において、 ■ 関連会社等が、新規参入者から ■ 受託した消費機器調査等を行う に当たり需要家と接触する際に ■ 又は新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で 事機器調査等を遂行する過程で 日本のガス供給に係る営業 ■ 対ス会社のガス供給に係る営業 「活動や新規参入者のガス小売事 業の拡大や円滑な遂行等に支障 を来し得る行為を行わないよう に努めるように求めること。

新規参入者に係る消費機器 調査等を、当該関連会社等 に消費機器調査等の委託を 行っている既存ガス会社に 対して求めている料金と<u>同</u> 等以下の料金で受託するこ

新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規 参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して、当該関連会 社等に消費機器調査等の業務の委託を行っている既存ガス会社の<u>ガス供給に係る</u>営業活 動や<u>新規参入者の顧客である需要家に対して当該新規参入者との小売供給契約の解約を</u> 勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者の ガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行わないこと。

望ましい

行為

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 14/14

望ましい行為・問題となる行為 まとめ

- (a)関連会社等に委託するケース
- (b)既存ガス会社を通じた再委託ケース

(c)既存ガス会社に委託するケース

【参考】第12回制度設計 専門会合資料 抜粋

新規参入者から受託した消費機器調 査等を行うに当たり需要家と接触す る際に又は新規参入者から受託した 消費機器調査等を遂行する過程で得 新規参入者 た情報を活用して、既存ガス会社の ガス供給に係る営業活動や新規参入 既存ガス会社が、正当な理由なく、 者の顧客である需要家に対して当該 委託 新規参入者との小売供給契約の解約 新規参入者に係る消費機器調査等の 業務を、当該既存ガス会社が行って を勧めたり、小売供給契約の継続を 既存 いる消費機器調査等の業務に係るコ 躊躇させたりするような言動を行う など新規参入者のガス小売事業の拡 ストと同等の料金で受託しないこと。 ガス会社 大や円滑な遂行等に支障を来し得る 行為を行うこと。 問題 問題 となる となる 行為 行為

第二部 Ⅱ 卸売分野 改正案の概要

● 「考え方」において、小売市場での競争の促進のためにガスの卸売市場の活性化が必要であること、及びパンケーキ問題解消を踏まえた卸売料金の設定について言及し、第10回及び第11回における検討を受けて、積極的な卸売を「望ましい行為」としてはどうか。

1 考え方 (要旨)

- 一部の大手事業者を除き、多くのガス小売事業者にとって小売供給に必要なガスを確保することは必ずしも容易ではなく、ガスの小売市場において公正かつ有効な競争を促進させるためには、ガスの卸売市場の活性化が不可欠である。
- パンケーキ問題の解消の趣旨を踏まえ、従前の卸託送料金を含む卸供給料金から、事業者間精算に基づく卸託 送供給料金に相当する金額を引き下げることが適切である。

参考:関連箇所(Ⅱ1②③)一部抜粋

ガス小売事業者は、一部の大手事業者を除き、小売供給に必要なガスを調達するに当たり、原料としてガスの卸供給を受けた上で自己の製造部門において熱量調整、付臭等を行う場合や、需要場所でガスの卸供給を受ける場合等があるところ、どのような場合においても、上記のとおり限られた事業者から卸供給を受ける必要がある。 このような状況において、多くのガス小売事業者にとって小売供給に必要なガスを確保することは必ずしも容易ではなく、ガスの小売市場において公正かつ有効な競争を促進させるためには、ガスの卸売市場の活性化が不可欠である。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

望ましい行為

● 適正かつ活発な卸取引を通じたガス小売事業者の活発な競争に向けて、LNGや小売供給のための原料となるガスを保有する事業者は、新規参入者を含むガス小売事業者に対して可能な範囲で積極的に必要なガスの卸供給を行うこと。

パンケーキ問題について

 ● いわゆるパンケーキ問題の解消後、卸売を行うガス事業者が、パンケーキ問題の解消を踏まえて 卸託送料金相当額の卸供給料金の値下げを行うことが適切であるところ、ガス事業法上卸供給料 金は自由料金であることから、このような卸売を行うガス事業者に求める適切な配慮について、 卸売分野における「考え方」として示してはどうか。

卸売分野における適正なガス取引の在り方:考え方(案)

パンケーキ問題が解消されたにもかかわらず、卸売を行っているガス事業者が、パンケーキ問題の解消前に区域ごとに設定されていた託送料金を含む卸供給料金(以下「解消前卸供給料金」という。)により引き続き卸売を行うことは、当該卸売に係る最終的な需要家の負担がパンケーキ問題の解消前よりもかえって増大するおそれがあり、当該卸売に係る託送を行うガス導管事業者が卸託送料金相当額を二重取りする(卸供給料金と事業者間精算により卸託送料金相当額を二重に回収する)ことにつながり得るため、適当でない。

そのような事態を防ぐために、卸売を行うガス事業者は、パンケーキ問題の解消の趣旨を踏まえ、解消前卸供給料金から、事業者間精算に基づく卸託送料金に相当する金額を引き下げることが適切である。

参考:ガス小委 第30回 資料5 P.25 (関連部分のみ抜粋。下線を追記。)

パンケーキの解消により、卸託送料金が一般負担化されることとなる。(中略)

ガス事業制度においては、<u>卸供給料金は既に自由化されているところ、パンケーキを解消した後、仮に、一般ガス事業者Aが一般ガス事業者Bに対する卸供給料金について、卸託送料金相当額の値下げを行わなかった場合、一般ガス事業者Bの供給区域内の需要家の負担が増大することに加え、一般ガス事業者Aは卸託送料金相当額を二重取りすることとなる。</u>

このため、卸供給を行っている事業者に対しては、その<u>卸供給料金について、卸託送料金相当額を引き下げるこ</u>とを求めること(中略)としたい。

卸取引の活性化について

● 電力適取ガイドラインを参考に、卸売事業者が可能な範囲で積極的な卸取引を行うことを、公正 かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為(案)

適正かつ活発な卸取引を通じたガス小売事業者の活発な競争に向けて、卸売事業者が、新規参入者を含むガス小売事業者に対し、可能な範囲で積極的にガスの卸売を行うこと。

参考1:現行の適取ガイドライン P.15~16

ガスの卸売の受け手側である一般ガス事業者には、ガス事業法により供給区域内の需要家への供給義務が課されていることから、卸売事業者は、ガスの卸売の相手方である一般ガス事業者に対して可能な範囲で継続的に必要なガス量を供給することが望まれる。

注)現行の適取ガイドラインの上記記載は、現行法の一般ガス事業者の供給義務を前提としたものであるため、削除する予定。

参考2:電力適取ガイドライン P.20 (関連部分のみ抜粋)

小売電気事業者が活発な競争を行うためには、常に電力を市場から調達できる環境が必須であり、そのためには、以下の①及び②に示されるように、各電気事業者が卸電力取引所を積極的に活用し、市場の流動性を高めていくことが期待される。

① 積極的な活用

発電事業者、小売電気事業者、卸売事業者等が卸電力取引所における取引を各々積極的に活用すること、特に 発電容量で圧倒的な市場シェアを有する区域において一般電気事業者であった発電事業者は取引量増加に向けて相 応に努力することが、卸電力取引所の流動性向上に資するため、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

② 売り札

区域において一般電気事業者であった発電事業者の電源が卸電力取引所において取引されない場合は、卸電力取引所における取引が厚みをもつことを期待し得ないため、当該発電事業者においては、余剰電源を卸電力取引所に対して積極的に投入することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

第二部 Ⅲ 製造分野 -LNG基地の第三者利用- 改正案の概要 1/2

● LNG基地の第三者利用について、受託製造約款に基づく受託製造義務を負う基地とその他の基地について、それぞれ基本的な考え方を示してはどうか。

1 考え方 (要旨)

- ガス事業法で規定する一定の要件に該当する L N G 基地を維持し及び運用するガス製造事業者は、原則として 経済産業大臣に届け出た受託製造約款に基づきガス受託製造を行わなければならない。
- 受託製造約款に基づく受託製造が義務づけられないその他 L N G基地についても、ガスの卸売市場の活性化を 図る観点から、第三者から基地の利用の申出を受けた場合には、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件で応 じることが望まれる。

参考:関連箇所(Ⅲ1(1))一部抜粋

我が国において需要家に小売供給が行われるガスのほとんどは、海外からの輸入LNGに依存しているとこ ろ、海外から輸入したLNGをLNG基地に貯蔵し、気化、熱量調整、付臭等の設備を用いて製造されている。

LNG基地の建設には多額の費用を要するため、現状においてLNG基地を保有しガスを製造する事業者がおおむね一部の大手事業者に限られることを踏まえると、ガスの卸売市場への新規参入の促進や既存の製造設備の効率的な活用が図られることは、卸売市場の活性化とそれによる小売市場の競争促進に資することとなる。

このための方策の一つとして、第三者が L N G 基地を利用(第三者が調達した L N G を用いてガスを製造委託) することができることとなれば、自ら L N G 基地を建設しなくてもガスを製造することができ、新たな卸売事業者 の出現やガスの製造手段の多様化につながることとなる。

平成27年改正法第5条により、ガス事業法で規定する一定の要件に該当するLNG基地(以下「法定LNG基地」という。)を維持し及び運用するガス製造事業者は、原則として経済産業大臣に届け出た受託製造約款に基づきガス受託製造を行わなければならないこととされ(ガス事業法第89条第2項)、LNGタンクの容量等の公表も義務付けられた(同法第90条)。

法定LNG基地に該当しないLNG基地(以下「その他LNG基地」という。)を維持し及び運用する事業者 (以下「その他LNG基地事業者」という。)は、ガス事業法に基づくガス受託製造の義務が課せられるものでは ないが、ガスの卸売市場の活性化を図る観点から、第三者から自己が維持し及び運用するその他LNG基地の利用 の申出を受けた場合には、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件で応じることが望まれる

第二部 Ⅲ 製造分野 -LNG基地の第三者利用- 改正案の概要 2/2

- 第10回から第12回までの御検討を踏まえ、LNG基地の第三者利用に係る「望ましい行為」・「問題となる行為」を新設するなどしてはどうか。
- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

望ましい行為(新設)要旨

● LNGタンクの運用

LNG基地事業者が、LNGタンクの運用において、第三者とタンクの容量を共有した上でLNGの貸借を行うなどしてタンク容量を活用する方式を採用すること等によりガスの製造を積極的に受託すること。

● その他 L N G基地の第三者利用等

熱量調整設備や付臭設備等が設けられていないその他 L N G 基地について、近傍に別の事業者の保有する熱量調整設備や付臭設備等がある場合には、当該その他 L N G 基地を保有している事業者と、当該熱量調整設備や付臭設備等を保有している事業者が相互に連携し、第三者利用に応じること。

問題となる行為(新設)要旨

- 第三者利用の不当な拒否 ガス製造事業者が、正当な理由なくガス受託製造を拒むこと。
- 情報の目的外利用 ガス製造事業者が、ガス受託製造の業務に関して知り得た当該ガス受託製造の役務の提供を受ける者及び需要家 に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- 第三者利用における差別的取扱い 例えば、ガス製造事業者が、ガス受託製造の条件(利用期間、利用態様等)が同一であるにもかかわらず、自己 又はグループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対して料金を高く設定するなど、ガス受託製造に関し、 特定の者に対して不当に高い料金を設定すること。

LNG基地の第三者利用制度について 1/3

● ガス製造事業者による法定のガス受託製造の対象とならないLNG基地(以下「その他LNG基地」という。)の第三者利用について、ガス小委において引き続きガイドラインに基づく自主的取組に委ねることが適当とされたことを受けて、基本的にはその他LNG基地について従前の「望ましい行為」を踏襲した上で、LNGタンクと熱量調整設備・付臭設備等を近傍の別々の事業者が保有している場合にも当該事業者らが相互に連携して第三者利用に応じることを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為(案)

- ① <u>その他</u>LNG基地事業者が、第三者が<u>その他</u>LNG基地を利用する際の交渉の前提や交渉を行うルールを明確 にするための要領等を策定すること。
- ② <u>その他</u>LNG基地事業者が、<u>その他</u>LNG基地の設備容量及び現行の運用状況や将来の運用に関する予定(予想)など余力を推定するに十分な情報を公開すること。
- ③ LNG基地事業者が、利用の申出を拒否した場合は、その拒否事由を文書により相手方に通知すること。
- ④ LNG基地事業者が、利用希望者と利用に関する契約の締結に至った場合、競争上の地位、利用者の承諾など 法人情報等への配慮を行った上で、主な契約条件(取引数量、利用期間等)を契約締結から一定期間を経た後 で公表すること。
- ⑤ 熱量調整設備や付臭設備等が設けられていないその他LNG基地について、近傍に別の事業者の保有する熱量 調整設備や付臭設備等がある場合には、当該その他LNG基地を保有している事業者と、当該熱量調整設備や 付臭設備等を保有している事業者が相互に連携し、第三者利用に応じること。
- 注1) 下線以外は、現行の適取ガイドラインと同じ。
- 注2) その他 L N G基地事業者とは、その他 L N G基地を保有する事業者のことをいい、 L N G基地事業者とは、ガス製造事業者及び その他 L N G基地事業者のことをいう。以下同じ。

LNG基地の第三者利用制度について 2/3

● ガス製造事業者は、ガス受託製造約款以外の条件によりガス受託製造を行ってはならず(新ガス事業法第89条第2項)、ガス受託製造の業務について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与えることをしてはならないことから(同法第92条第1項第2号)、ガス製造事業者が、同一法人又は同一グループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対し料金を高く設定するなど、ガス受託製造に関し、特定の者に対し不当に高い料金を設定することを、公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

問題となる行為(案)

ガス製造事業者が、ガス受託製造の条件(利用期間、利用態様等)が同一であるにもかかわらず、同一法人又は同一グループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対し高い料金を設定するなど、ガス受託製造に関し、特定の者に対し不当に高い料金を設定すること。

参考:ガス小委 第32回 資料5 P.6 (関連部分のみ抜粋。下線を追記。)

そもそもLNG基地は競争部門に係る設備であることから、ガス製造事業者が第三者に対してLNG基地の利用に係る料金を請求するに当たっては、自らの小売部門に対する料金よりも高い料金を請求するという考え方も存在するところである。

他方、仮にこれを許容することとした場合、ガスの小売事業や卸売事業における競争をこれまで以上に活性化させるというLNG基地の第三者利用制度の趣旨が没却される蓋然性が高い。

このため、<u>ガス製造事業者が第三者に対して請求する L N G 基地の利用に係る料金については、「同一条件同一</u>料金」とすることを求めることとしてはどうか。

注)同一条件・同一料金とは、LNG基地の利用期間や利用の仕方が同等である場合には、同等の料金が課されるという意味であり、利用を行う第三者同士のみならず、ガス製造事業者と同一法人であるガス小売事業者に対しても適用される(ガス小委第32回資料5 P.6)。

LNG基地の第三者利用制度について 3/3

● ガス小委では、LNGタンクの利用の在り方に関し、第三者とLNG基地事業者がタンクの容量を共有した上でLNGの貸借りを行うなどしてタンク容量を活用する方式による利用方法であることをもって直ちにLNG基地利用を拒否することは許容しないと整理しているところ、当該方式は、一般的に新規参入者が活用できるLNGタンクの余力が大きくなり得ることから、LNG基地事業者が当該方式を採用するなどして積極的にガス受託製造を行うことを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為(案)

LNG基地事業者が、LNGタンクの運用において、第三者とLNG基地事業者がタンクの容量を共有した上でLNGの貸借りを行うなどしてタンク容量を活用する方式を採用するなどしてガスの製造を積極的に受託すること。

参考:ガス小委 第32回 資料5 P.11 (関連部分のみ抜粋。下線を追記。)

LNG基地の第三者利用の在り方については、①第三者がタンクの一部の容量を占有する方法がある一方で、②第三者とガス製造事業者等がタンクの容量を共有した上で、LNGの貸借りを行うなどして、タンク容量を有効に活用する方法も考えられるところである。

このため、第三者が既存の L N G 基地のタンク容量を有効に活用し得る環境を整備するためには、上記②のような第三者利用の在り方も否定されるべきものではないことから、 L N G の貸借りや売買を伴うことをもって、直ちに L N G 基地の第三者利用を拒否することは許容しないこととしたい。

関連情報:第11回制度設計専門会合 石油連盟提出 参考資料3 P.2 (関連部分のみ抜粋)

▮ 消費寄託方式

- タンク内在庫を実質的に共有することにより、タンク余力を効率的に活用(新規参入者が拡大)
- タンク回転率が大きく向上(コスト削減効果が大きい)

ルーム貸方式

- 各々がタンク能力を保有するため、新規参入が限定的
- タンク回転率の上昇率が小さい(コスト削減効果が小さい)

第二部 Ⅲ 製造分野 -その他製造委託等- 改正案の概要

- 熱量調整等の製造業務の受託及び振替供給について基本的な考え方を整理し、第10回から第1 2回までの御検討を踏まえ、「望ましい行為」・「問題となる行為」を新設してはどうか。
- 1 考え方(要旨)
- ガスの小売市場や卸売市場における公正かつ有効な競争を促進させる観点から、ガスの製造設備を保有する事業者は、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件でガスの製造委託等に応じることが望まれる。

参考: 関連箇所(Ⅲ1(2))抜粋

ガスの卸売市場への新規参入の促進やガスの製造手段の多様化を図るに当たり、LNG基地を第三者が利用してガス製造を委託するほか、新規参入者が自己の設備において貯蔵するLNGや天然ガスを用いて他の事業者に熱量調整や付臭等のガス製造を委託することも考えられる。

また、ガスの小売市場や卸売市場に参入する事業者は、本来、供給を行うため適所に十分な製造設備を確保する必要があるが、新規参入者が適所に十分な製造設備を確保するのは容易ではない場合もあり得る。

このため、ガスの小売市場や卸売市場における公正かつ有効な競争を促進させる観点から、ガスの製造設備を保有する事業者は、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件でガスの製造委託等に応じることが望まれる。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

望ましい行為(新設)要旨

● ガス製造に必要な設備を保有する事業者が、当該事業者の事業の遂行に支障がない限り、十分な製造設備を保有しないガス小売事業者からの求めに応じて(数量繰越の対象となるガスの製造のために求める場合も含まれる。)、熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託すること。

問題となる行為(新設)要旨

● ガス導管事業者から合理的な条件で振替供給を依頼されたガス事業者が、振替供給に対応することが当該ガス 事業者の事業の遂行に支障を及ぼさないにもかかわらず、振替供給を拒否すること。

熱量調整等に係る業務の受託について

● 現行の適取ガイドラインにおいて、一般ガス事業者等が、託送供給に附帯する業務として、熱量調整や付臭等の業務を行うことを「望ましい行為」と位置付けているところ、事業者ライセンス制導入に伴い、ガス導管事業者に加え、ガス小売事業者の製造部門等も熱量調整設備や付臭設備等を保有し得ることとなるため、これらの者が熱量調整設備や付臭設備等を保有しないガス小売事業者から熱量調整や付臭等に係る業務を受託することを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為(案)

ガス導管事業者やガス小売事業者の製造部門等の熱量調整設備や付臭設備等を保有する事業者が、当該事業者の事業の遂行に支障がない限り、熱量調整設備や付臭設備等を保有しないガス小売事業者からの求めに応じて、熱量調整や付臭等に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託すること。

- 注1)ガス製造事業者がガス受託製造約款に基づき行う熱量調整及び付臭等に係る業務を除く。
- 注2)付臭設備等とは、ガスの性状・圧力を安定させるために必要な設備(付臭設備、フィルター、温度・圧力計、コントロール弁等) のことをいい、付臭等に係る業務とは、これらの設備を利用したガスの性状・圧力を安定させるために必要な業務をいう。

参考:現行の適取ガイドライン P.13 (関連部分のみ抜粋)

- (3) 託送供給に附帯する業務の取扱いについて
 - (ア)公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

託送供給に附帯する業務については、一般ガス事業者等による任意業務と位置付けられている。(中略)

- (iii) 制御・監視に係る作業又は設備の利用
- ガスの性状・圧力を安定させるために必要な設備(付臭設備、フィルター、温度・圧力計、コントロール弁等)(iv)熱量調整に係る作業又は設備の利用
- (iv) 熱量調整に係る作業又は設備の利用

受け入れるガスと導管内のガスの熱量が異なる場合に必要な作業及び設備(例:天然ガス(約9,500〜10,800kcal/㎡)にLPガス (約24,000kcal/㎡)を加えて増熱し、11,000kcal/㎡に調整)

(中略) これらの業務の提供がなければ託送供給依頼者にとって大きな負担となる場合もあることから、大口供給等への新規参入促進の観点から、一般ガス事業者等においては、事業の的確な遂行に悪影響を及ぼさない範囲において、自主的にこれらの附帯サービスを提供することが望まれる。

新規参入者が新たな同時同量制度を活用しやすくするための措置について

● ガス小委において、新規参入者から現在の一般ガス事業者の製造部門に対して、数量繰越の対象となるガスの製造について、その製造設備を活用したい旨の申し出があった場合には、現在の一般ガス事業者の製造部門は、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲において、これを受けることを求めることとすると整理されたところ、この点は、LNG基地の第三者利用制度(新ガス事業法第89条、後掲P.12参照)又は熱量調整や付臭等に係る業務の受託(前回資料7P.10)に含まれると考えられることから、格別の定めは設けないこととしてはどうか。

望ましい行為(案) (再掲 第11回制度設計専門会合資料7 P.10)

ガス導管事業者やガス小売事業者の製造部門等の熱量調整設備や付臭設備等を保有する事業者が、 当該事業者の事業の遂行に支障がない限り、熱量調整設備や付臭設備等を保有しないガス小売事業 者からの求めに応じて、熱量調整や付臭等に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託すること。

- 注1)ガス製造事業者がガス受託製造約款に基づき行う熱量調整及び付臭等に係る業務を除く。
- 注2)付臭設備等とは、ガスの性状・圧力を安定させるために必要な設備(付臭設備、フィルター、温度・圧力計、コントロール弁等) のことをいい、付臭等に係る業務とは、これらの設備を利用したガスの性状・圧力を安定させるために必要な業務をいう。

参考:新ガス事業法(関連部分のみ抜粋。)

(ガス受託製造約款)

- 第八十九条 ガス製造事業者は、ガス受託製造(他の者の委託を受けて、当該他の者の液化ガスを原料として行う当該ガス製造事業者が維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いた当該他の者のためのガスの製造をいう。以下同じ。)に係る料金その他の条件について、経済産業省令で定めるところにより、ガス受託製造約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも。同様とする。
- 2 ガス製造事業者は、前項の規定による届出をしたガス受託製造約款以外の条件によりガス受託製造を行つてはならない。ただし、 そのガス受託製造約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の条件によりガス受託 製造を行うときは、この限りでない。
- 3、4 (略)
- 5 経済産業大臣は、ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造を拒んだときは、そのガス製造事業者に対し、ガス受託製造を 行うべきことを命ずることができる。

振替供給について

● 物理的にガスが届かないエリアへの託送供給において、従来、一般ガス事業者による振替供給による対応がなされてきたところ、小売全面自由化後も、物理的にガスが届かないエリアへの託送供給を広く実現するためには、複数のエリアに製造設備を有するガス事業者による振替供給が不可欠であることから、振替供給に対応することがガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼさないにもかかわらず、振替供給を拒否することにより託送供給の実現を阻むことを、公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

問題となる行為(案)

ガス導管事業者から合理的な条件で振替供給を依頼されたガス事業者が、振替供給に対応することが当該ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼさないにもかかわらず、振替供給を拒否することにより、振替供給に係る託送供給の実現を阻むこと。

参考:ガス小委 第28回 資料8 P.44 (関連部分のみ抜粋。下線追記。)

電気と異なり、ガスはその物理的特性から届く範囲には限界があるところ、ガス小売事業者がその事業を営むに当たっては、自らの需要を満たすための十分な製造設備を、その需要にガスを届けることができる適当な場所に設置することが原則である。他方、このような製造設備の建設を新規参入者に対しても厳格に求めることとした場合、ガス小売事業者間の活発な競争を阻害するおそれがあることから、(中略)供給区域内の異なるエリアに複数の製造設備を有するガス小売事業者(現在の「一般ガス事業者を想定)による振替供給という行為は小売全面自由化後も引き続き必要。(中略)

(注1) (中略)ガス小売事業者xが行う振替供給は、ガス導管事業者が託送供給義務を履行するために不可欠なものであることから、 ガス導管事業からガス小売事業者xに対して振替供給に係る依頼があった場合には、ガス小売事業者xは、その事業遂行に支障を及ぼ さない範囲内において、これに応じることを求めることとする。(ガイドライン等において担保)

注) P.3注4のとおり、振替供給とは、託送供給依頼者が、ガスを注入する受入地点の属する払出エリア以外の払出エリアに おける需要場所に対する託送供給を希望する場合、これに応じるために、ガス導管事業者からの指示に基づき、当該託送供給依頼 者以外の者が、受入地点に注入するガス量の増減調整を行うことをいう。

第二部 Ⅳ 託送分野 改正案の概要 1/2

- ◆ 公正かつ有効な競争の観点から、託送供給料金及び導管ネットワーク運用の両面について、基本的な考え方を整理してはどうか。
- 1 考え方 (要旨)
- 公正かつ有効な競争の観点からは、全てのガス小売事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠。
- 具体的には、託送供給料金と導管ネットワーク運用の両面において、透明、公平、迅速かつ合理的な条件による対応が求められる。

参考: 関連箇所(IV1(1))抜粋

- (1)公正かつ有効な競争の観点からは、ガス導管事業者自身の内部取引と同一の条件の下に、全てのガス小売事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。
 - 具体的には、託送供給料金と導管ネットワーク運用の両面において、透明、公平、迅速かつ合理的な条件による対応が求められる。
 - ① ガス事業法において、託送供給料金に関しては、一般ガス導管事業者に、託送供給に係る料金その他の供給条件について、 託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けること(同法第48条第1項)、特定ガス導管事業者に、託送供給約款を定め、経済産業大臣に届け出ること(同法第76条第1項)を原則として義務付けている。また、託送供給料金を引き下げることなどにより、これらのガス導管事業者が、認可を受けた又は届出をした託送供給約款を変更する場合には、変更後の託送供給約款を経済産業大臣に届け出ることを義務付け(同法第48条第6項、第76条第2項)、ガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあるなど託送供給約款の内容が不適切な場合には、経済産業大臣による変更命令が発動されることとされている(同法第48条7項、第76条第4項)。
 - ② 導管ネットワーク運用に関しては、ガス導管事業者は、正当な理由なく託送供給を拒んではならないこととされている(同法第47条第1項、第75条)。また、託送供給分野における禁止行為として、同法第54条第1項各号、第80条第1項各号において、ガス導管事業者に課される託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項が規定されている。(略)
- (2) これらの点については、ガス事業法上の託送供給約款の認可・届出・変更命令のスキーム、行為規制により担保されるものであるが、公正かつ有効な競争の観点から、後記2に述べる点を踏まえ、ガス導管事業者の適切な対応が必要である。

第二部 Ⅳ 託送分野 改正案の概要 2/2

- 第10回から第12回までの御検討及び電力適取ガイドラインの記載を踏まえ、託送分野に係る「望ましい行為」・「問題となる行為」を新設してはどうか。
- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

望ましい行為(新設)要旨

託送供給料金等についての公平性の確保

- ガス導管事業者が、託送供給料金の適切性に関する必要資料の公表や説明を行うとともに、具体的な算定根拠 等について、ガス小売事業者又は卸売事業者、需要家からの問合せがあった場合に適切に対応すること。
- ガス導管事業者が、託送収支に係る過去5年程度の計算書等について、随時閲覧可能とすること。

関係情報の積極的な公表

● ガス導管事業者が、導管網への接続の検討に関係する情報として、①注入計画の策定に関する考え方、②主要 導管の敷設状況及び供給状況、③払出エリア毎の総需要量、④払出エリアにおけるロードカーブの例等を公表 すること。

導管網への接続検討における望ましい対応

● ガス導管事業者が、導管網への接続検討を申し込まれた場合において、①接続側で具備することが求められる 設備及びその根拠、②接続点におけるガス圧力や流量などガス製造設備の設計等に必要な情報、③託送供給可 能量の制約及びその根拠、④振替供給可能量等の情報を提示すること。

問題となる行為(新設)要旨

- ガス導管事業者が、計量器の交換の可否・交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他のガス小売事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱うこと。
- ガス導管事業者が、転居等により新たにガス小売事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、自己又はグループ内の小売部門と他のガス小売事業者とを不当に差別的に取り扱うこと。

導管事業者による需要家への差別的な対応について

 電力適取ガイドラインを参考に、ガス導管事業者が、計量器の交換の可否・交換時期に関して、 自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他のガス供給事業者の需要家であるかにより不 当に差別的に取り扱った場合や、転居等により新たにガス供給事業者を検討中の需要家に対して 自己又はグループ内の小売部門の情報のみを提供することを、公正かつ有効な競争の観点から 「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

問題となる行為(案)

ガス導管事業者が、計量器の交換の可否・交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他のガス供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱うこと、又は転居等により新たにガス供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、自己又はグループ内の小売部門の情報のみを提供するなど、ガス導管事業者が、自己又はグループ内の小売部門と他のガス供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

参考1:電力適取ガイドライン P.35(関連部分のみ抜粋)

- ③ 需要家への差別的な対応
- 一般送配電事業者の停電対応(停電状況の問い合わせ、停電復旧の順序等)、メーターの交換、需給調整契約の締結等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。需要家に対する情報提供において、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門と他の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱った場合。(中略)
- (b) 需要家に設置されている計量器の交換の可否や交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。
- (d) 転居等により新たに電気供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、自己又はグループ内の小売部門の情報のみを提供するなど、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

導管運用における差別的取扱い等について

● 電力適取ガイドラインを参考に、ガス導管事業者は導管運用等に関係する資料、情報等の整備・ 公表・提示等に関する社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給を行う ことを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為(案)

ガス導管事業者は導管網の利用条件や導管網の託送供給可能量等の開示・周知が、すべての託送供給依頼者に対し公平に行われるよう、関係する資料、情報等の整備・公表・提示等に関する社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給を行うこと。

ここでいう、「関係する資料、情報等」とは、例えば以下のような情報をいう。

- ①導管への接続の検討に際して、託送供給依頼者等の予見可能性を高めることに資する情報
- ②導管への接続後の実運用に資する情報

参考1:現行の適取ガイドライン P.10 (関連部分のみ抜粋)

一般ガス事業者等は導管網の利用条件や導管網の託送供給可能量等の開示・周知が、すべての託送供給依頼者に対し公平に行われるよう、関係する資料、情報等を整備し、公開することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

なお、一般ガス事業者等のガス事業の規模や導管網の敷設状況から、こうした措置の実施が困難な場合には、導管ネットワークの公平・透明な利用という改正ガス事業法の趣旨を踏まえ、適切な方法により情報提供を行うものとする。一般ガス事業者等は、託送供給料金と自ら行う大口・卸供給に対する託送供給相当の料金の透明性及び公平性を確保する観点から、需要家の了解が得られた場合には、託送供給依頼者や需要家の求めに応じて、個別の大口・卸供給に対する託送相当の料金額、需要実績等を速やかに提供することが望ましい。

参考2:電力適取ガイドライン P.32 (関連部分のみ抜粋)

① 系統運用や系統情報の開示・周知等について、広域機関の定める送配電等業務指針並びに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(平成27年4月1日改定。以下「系統連系ガイドライン」という。)及び「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月策定、平成27年11月改定。以下「系統情報ガイドライン」という。)を踏まえて、一般送配電事業者は電気供給事業者全てに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給等を行う。

導管運用における差別的取扱い等について②

● 新規参入者の予見可能性を高める観点から、①ガス導管事業者が、導管網への接続の検討に関係する情報をあらかじめ公表すること、②導管網への接続検討を申し込まれた場合には必要な情報を提示すること、の2点を「望ましい行為」として記載してはどうか。

望ましい行為(案)

① 関係情報の積極的な公表

事業者間の公正かつ有効な競争を促進するためには、新規参入者の予見可能性を高めることが重要であり、 ガス導管事業者は、導管網への接続の検討に関係する以下の情報を公表することが望ましい。

- 1)注入計画の策定に関する考え方
- 2)主要導管の敷設状況及び供給状況(導管の圧力、主要な受入地点・送出地点、供給能力、供給実績、余力等)
- 3) 払出エリア毎の総需要量
- 4) 払出エリアにおけるロードカーブの例(ピーク日におけるロードカーブ実績等) 等
- ② 導管網への接続検討における望ましい対応

また、事業者間の公正かつ有効な競争を促進する観点から、導管網への接続検討を申し込まれた場合において、ガス導管事業者は、以下の情報を提示することが望ましい。

- 1)接続側で具備することが求められる設備及びその根拠
- 2)接続点におけるガス圧力や流量などガス製造設備の設計等に必要な情報
- 3) 託送供給可能量の制約及びその根拠
- 4)振替供給可能量等
- 注1)払出エリアとは、ガス導管事業者が策定した、任意の受入地点から受け入れたガスを任意の場所で払い出すことが可能なエリアをいう。
- 注2) ロードカーブとは、ガス導管事業者がネットワークの圧力・流量の変動を勘案して策定した注入曲線をいう。
- 注3) 注入計画とは、託送供給依頼者が導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいう。
- 注4)振替供給とは、託送供給依頼者が、ガスを注入する受入地点の属する払出エリア以外の払出エリアにおける需要場所に対する託送供給を希望する場合、これに応じるために、ガス導管事業者からの指示に基づき、当該託送供給依頼者以外の者が、受入地点に注入するガス量の増減調整を行うことをいう。